

第三十八回 参議院農林水産委員会會議録第三十六号

昭和三十六年四月二十六日(水曜日)
午後一時三十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤野 繁雄君
理事 秋山俊一郎君
櫻井 志郎君
龜田 得治君
森 八三二君

委員

植垣弥一郎君
河野 謙三君
谷口 慶吉君
堀本 宜実君
北村 暢君
清澤 俊英君
安田 敏雄君
棚橋 小虎君
千田 正君
北條 篤八君

國務大臣

農林大臣 周東 英雄君

政府委員

農林政務次官 井原 岸高君
水産庁次長 高橋 泰彦君

事務局側

常任委員 安樂城敏明君
会専門員

説明員

水産庁漁業 木戸 四夫君
調整課長

本日の會議に付した案件
○漁業権存続期間特例法案(内閣送付)

予備審査

○委員長(藤野繁雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。漁業権存続期間特例法案(閣法第一五〇号)(予備審査)を議題といたします。

本案については、なお御質疑のおありの方は順次御發言をお願いいたします。○千田正君 漁業権の発動の、施行の期日の点であります。五月一日からというふうになっておりますけれども、この審議の状況によりまして、五月一日ということとははなはだ確定した期日と思われなくなつてきておる。こういうふうな審議が延びてきて、しかも衆議院の方において、あの通り農業基本法が出ておる最中でもあるので、この漁業権の問題等は、どうもなおざりにされてゐる感がありますので、この特例法につきましても五月一日ということとを、この法案の通り実行できないんじゃないか、私はその思うのであります。この点政府の意向をただしたいと思ひます。

○政府委員(高橋泰彦君) 本年の八月以降に始まります漁業権の切りかえ時期のためにも、なるべく早くこれを準備いたしたいという所存で、五月一日から施行するというふうになつてしまつて御提案申し上げたわけでございまして、審議の御都合で多少おくれることはやむを得ないと思ひますが、なるべく早目に御審議いただければ、事務的には非常に幸いであるというふうに、かように考えておる次第でございます。

○千田正君 今水産庁の高橋次長さんからそういうお答えをいただいておりますが、実際の審議の現在過程にあるとはいひながら、衆議院の方で先議でありますので、その先議である衆議院の方はちつとも進んでおらない、こういうことであるという、やはりこれは期日という点につきましても、施行日は五月一日ということとを修正しなければならぬのじゃないか、あるいはこの法案が公布の日からというふうな訂正しなければ、この法案の成立はむづかしいのじゃないかと思うのですが、その点はどうですか。

○政府委員(高橋泰彦君) 先ほどお答えいたしましたように、できれば五月一日からというふうな考えておつたわけでございますが、諸般の事情でおくられる見通しがつきつゝいたしまして、衆議院の方でこれを御修正していただくにはかりたいというふうな考えておる次第でございます。

○千田正君 それはいつころですが、現実の問題として、きょうは二十六日、あすは二十七日、二十九日は天長節ですね、三十日は日曜日、そうすると五月一日はメーデー、現実の問題として、五月一日にともこの法案の通り施行できなければ、その通過することさえもさぶる疑問とされまうので、これはやはり水産庁としては、衆議院の方にこの施行期日を法案のそ

の公布の日からとか何とかいう訂正を申し込んでおかないというといかないのじゃないかと私は思ふのです。その点をはつきりして下さい。

○政府委員(高橋泰彦君) 御指摘の通りだと思ひますので、そのように取り運びをさせていただくつもりでございます。

○清澤俊英君 基本の問題ですか、あれを見ますと、問題点の何をちよつと見ますと、内水面のことと入漁関係に對して漁業権を考えるとこういう問題が出ています。これはしばしばこういう問題を提起して、私はみんなに笑われてきたのだけれども、非常にこれは重要性のあるそういう問題も出てくる性質のものではないかと思うのです。といひますことは、山にしてみろ、川にしてみろ、もともとは、ことに川の場合ですが、漁業権があつて漁業をやつていたわけでもない。ただまあ生活と営業の關係上そういうものをだんだん專業化して生活のためにすなわち権利化した。また一方その後、地帯の住民がどこの川へ行こうと、どこに池に行こうと魚を取ることについては、これが遊びであらうと、営業であらうと問題になつた。ところが、一方の営業で生活をしておる者にはこれが許されて、こういう形が残つて、古來持つておりました漁業権というものがおかしいですね、そういうものがいつか消滅した。ところが、最近の情勢によりまして、非常に遊び

というか、運動というのですかね、で、遊漁というものが、当人から見れば遊戯ですけども、それ自体が水面利用と地方的な経済には大きな影響を來たしてゐる。下手に魚を取つて、フナやそれらのものですが、非常に下等な魚族を川から取つて営業してゐる。それを観光地帯として現に千葉、茨城のような地方がこれを利用してゐますことは、地方から見れば非常に観光の一つの奨励というような形で、大きな、経済影響がかゝつてその方が大きいのです。従つて最近の傾向などは、漁業権者である人たちが養殖を遊漁の団体にまかして、そしてそれからいろいろな權利金を、遊漁団体が出して、そしてそこへ釣人が乗り込んでいく。こういうようなことで、專業者というものは非常にふえてゐる。御承知の通り、東京においても何万軒でしょう、さおだけを売つてゐる者が。こういうような状況でありますので、これらに對して、來たるべき何かの時期に、おそろしく漁業権の問題が考えられると思ふ。その際は、今までのような、ただ清澤は魚釣が好きだからということで笑ひとばさぬで、一つ本気で考えていただきたい、こう思うので、その点どうですか。

○政府委員(高橋泰彦君) 内水面の漁業の問題でございますが、御指摘のように、非常に重要な問題だというふうな私どもも考えております。過日の漁業制度調査会の御答申によりまして、内水面漁業につきましては、琵琶湖、

霞ヶ浦といったような事業者が相当ありまして、海の方と同じような制度でやつてしかるべき湖、沼等についてはびつたり海と同じような漁業権制度と漁業組合制度というふうに考えてもよいけれども、そうでない、たゞいま先生の御指摘のような、川ないしは沼につきましても、これは別の体系の法制を区分して作つたらどうかという御答申でございます。その御趣旨は、内水面における漁業権の管理主体といたしましては、これは内水面漁業者の実態に即しまして新たに内水面漁業組合制度というものを設けるとともに、一般の遊漁者との調整を考慮すべきであるということでございます。御承知のように、たゞいまの内水面漁業を見ますと、ダムその他が相当建設されておまして、御案内のように、増殖施設をせんと、原則として魚がいなくなるという状況でございます。従いまして、何らかの格好で放流その他産卵の保護、その他の措置を講じて、積極的に増殖施設をせんと、海と違ひまして魚は一匹もいなくなる、こういう状況のところを大部分でございます。従いまして、この問題につきましても、私も積極的にそういうことが可能なような制度を立てて参りたいというふうに考えるものでございます。

なお、御答申の中に、従来ですと、まあそういうのはあれですが、漁業者ということでもちよつとどうかと思われるところにも、漁業協同組合が設立され、それで増殖の目的を遂行するために、半ばどうかと思われよう漁業者の団体に漁業権を付与したというのが、現行法でございますけれども、ど

うもこれでは満足できないような時代でございます。特にたゞいま先生の御指摘のように、遊漁の問題と申しますか、これは都市の一般労働者と申しますか、勤労者と申しますか、そういう者の健康なリクリエーションとして、もうちよつと私も重要視していい問題ではないかというふうに考えます。従いまして、このような半ば妙な格好の団体が、権利だけを主張して、ろくな増殖もせず、しかも都市の勤労者から、きわめて健康なリクリエーションの場所代を無理な格好でかせぐというふうなことで、しかもその入漁料が、必ずしも正当な増殖の費用に用いられないというやうな弊害もございまして、その点はむしろ積極的に、遊漁というところで低く見なして、むしろ勤労者のリクリエーションの場所を確立するということのような趣旨を、御答申の線に従つて私もとしては確立して参りたい、こう思つてございまして。

なお、答申には、漁業者の団体に漁業権をやるといふだけの制度に満足しないで、何かもし実体上無理な管理団体を作ることが不適当な場所があるならば、漁業協同組合というものを無理に作つたり、ないしは漁業権というものを無理に作つたりしないで、何か地方公共団体が、それらの漁場を管理する道と申しますか、それを法的にバック・アップするような新しい制度を作

べきではないかという御答申もいたしております。これは法制上どういふことになりましか、かなりむづかしい問題を含んでいるとは思ひますけれども、たゞいま申し上げましたやうな別な意味では相当重要な問題でございますので、私もはこの線に沿つて、

ぜひ立法化に努力していきたいというふうにたゞいま考えておるやうな次第でございます。

○清澤俊英君　それ、その問題ではだいが東京、千葉、神奈川のあるいはさつき言ひました茨城付近は進んでいふやうです。東京都のごときは、水源地帯、水道の水源地造成などいたしますと、この間も川治ダムから案内状が来るやうなことで、都が養魚をやつて、そしてこれは、観光地帯のやはり勤労者のリクリエーションに専門的に使う、こういうやうなこともやはりやつておられますし、だんだんそういう形は、地方にも押し広げられて参りますと同時に、千葉県等における釣り会というのがあるのですね、この連合会などが、今の場合土地の漁業協同組合と話し合ひをつけて、そして何がしかの入漁料を取つて、それに有志が幾らかずつ出して、養魚をやつて、取る魚も非常に制限してある、こういうやうな形が出てくるのです。ところが地方へ参りますと、結局経済の伴わないというものは問題でない、こういう解釈が非常に強いのです。これは最近のやうな世にこましい時代になつて参りますれば、どうしてもそういう方面に自然に勤労者の足が向くことは、当然の話です。で、それらのことをい

まうと申しますと、それらのことをいま少し、幸い勧告もあるのですから、全体の漁業権等を立法化されるときには、だいが考えておられるやうですが、地方にも及ぶやうに十分考えていただきたい。そういう適当な場所は幾つもあるのですけれども、そういう話をしてみましても、どうも経済の伴わないそんなばかな話はないとすぐこつて言つてしまふのです。これはとんで

もない間違ひだと思つての事です。取るべきと目には経済に合ふぬかもしれぬけれども、観光事業なんという一つのりつばな事業があつて、オリンピックなん

とにかくあれだけの金を使つて、そして、そこらじゅうの人を呼んで、してまねホテルがどんどん建つていく。大と小の連いはあるけれども、観光という事業に二つはないと思ふのです。そういう点から見れば、下手なフナやドジョウを取つていふよりは、ずっと地方的な経済も潤すと思ふ。こういう見地から考えれば、そういうことをやらして、同時に今、金のかからぬ遊び場がない、しかも労働はだんだん厳密になつてきている、こういう時代ですね。特に考えなければならぬことは、青少年の遊び場所だと思ふのです。どこで一体彼らが伸び伸びとして遊ぶのだ。遊び場なんていうものはないでしよう、東京あたりでは。だから私はこの前、空気の禁止の問題が出たとき、一体そうやつて片端から青少年の行き場をとめてしまつたならば、しまいに飛び出しナイフで、有益鳥は保護しているから殺さぬかしらぬけれども、人間を刺しているじゃないかと云つてゐるのです。ああいうすきんだ考えになるだろう。今まで道路で野球もやりまして、あるいはよそのあき地で相撲もつたのです。そういうことができなくなつたら、できないやうになつた代償をいまだ少し作つて与えるといふことは私はあたりまえだと思ふ。だからしまいに人間がいらいらしてきて、飛び出しナイフでもつて人を刺すなんて、スズメと人命とはかえつてはできませんですよ。こういう立場から、私は今度は、釣人の団

体等が中心になつて漁業権の要求をしたときには、思い切つてそれらに對して権限が与えられていくやうな一つの法律をぜひ完成していただきたいといふことをお願いいたします。

○龜田得治君　この漁業権に関するい

ろんな形の紛争があるのですが、それはどれくらいあるのですか。つまりそれは漁業権の侵害として、あるいは裁判問題になつてゐるものもあつたりするでしょうが、そういうことだけじゃなしに、たとへば現在、漁業権をおのおの与えられた者が持つています。これはどうもその後の情勢の変化からいつておかしい、この漁業権は公平を欠くとかそういうたやうなことで、その地方として政治的な問題になつたりいろいろしてゐるものがあるのだからと思ひますがね、そこら辺の事情を少し知りたいのです。

○政府委員(高橋泰彦君)　漁業権をめぐる数々の紛争があるわけでございます。さて、たとえば、漁業権と他産業との関係の紛争、それから漁業権内部の問題、たとえば、定置漁業権、ある組合の定置漁業権と隣の組合の定置漁業権との間に、沖出し距離をめぐつての魚の取り合ひについての紛争といふやうな漁業権内部の問題、それから漁業権に属する漁業と沖合の方の、主として知事または大臣の許可に属する遠洋漁業との間におけるやはり魚の取り合ひをめぐるところの紛争といふやうな格好の、いろいろな紛争があるわけでございます。まあ構成の上では、主として漁業調整委員会制度の運用によつて、紛争がある程度調停されておるわけでございますが、たゞいま先生の御指摘の御質問の趣旨は、そのやう

本外部との問題ではなくて、漁業権の制度的な紛争ということにならうかと思ひますが、これはやはり漁業権の切りかえをめぐつての紛争、これは事の大小を問わないということになりますと、漁業権をこのたび切りかえるときには、大なり小なり何らかの格好の組合間の紛争、組合内部の行使をめぐつての紛争、これがあるわけでございますが、一番私ども先生の御質問に対してお答えしなければならぬのは、さしあたりの二カ年間の延長がこのまゝではちよつとでにくい問題、これがある件数を予想しております。従ひまして、法案の趣旨は、当然自動的にある程度知事の告示をもつて二カ年間延長する、そうして改正されるであろう漁業法をもつて新しい免許に切りかえていくという趣旨でございますが、御提案のときに御説明申し上げましたように、それができない件数が相当あるかと思ひます。で、その地区ごとのある程度の予想される実績につきましては、なお調整課長からの御説明を御聴取いただきたいと思ひます。

○亀田得治君 もうちよつと具体的に……

○説明員(木戸四夫君) 先ほど次長からお話がありました問題につきまして、各府県から事情を聞いたわけでございますが、それに基づきまして御説明申し上げます。

県別に申し上げますと、北海道では噴火湾につきまして定置の問題があるわけでございます。現在五十トン程度の定置がイワシを対象といたしまして設定されておるわけでございますが、イワシが激減いたしましたために、そのトン数ではなかなか成り立つていか

ないということになっておりまして、その間の漁業調整をする必要があるという問題があるわけでございます。それから岩手県につきましては、やはり定置の問題で箱崎と両石の両漁業協同組合間において争いがあるわけでございますが、これは免許の仕方が共有の輪番行使ということになっておりますので、大体片がつくのではなからうかと考えております。それから、秋田県の八郎瀬につきましては、干拓事業と関連いたしまして補償の問題がござつたことになっておりますので、若干延長につきましてはどうするかという問題があるやうに聞いております。それから、もう一つ秋田県につきましては、定置漁業権につきまして、組合側との関係でどういうことになるか、合併等の関連から、定置漁業権の与え方が問題になるというやうな話も聞いております。

それから茨城県につきましては、やはり定置漁業権でございますが、波崎のところに、これは漁業調整ではありませぬけれども、河川の治水工事との関係から、問題になるやうな定置漁業権があるというのを聞いております。それから新潟県でございますが、この前御質問がありました加茂水産の問題があるわけでございますが、これにつきましては、一応昭和三十六年の三月三十一日に漁業権が満了してありますので、この法律とは関係はなくなつたのでございませぬけれども、一応問題であることを聞いております。

それを聞いておられますが、その漁業権の問題は、単に漁業内部における権利侵害等の問題だけではなくて、実は他産業から受ける、たとへば、埋め立ての問題、それから過日米の問題になつております。水質汚濁の問題、それからたまたまのうちに電源開発その他に伴います水の問題から出る、発する漁業権との関係の問題、これ等々がございまして、従ひましてこの問題につきましては、漁業権内部の問題ではございませぬが、いずれにいたしましても、漁業権は漁業法によって物権とみなし、土地に関する規定を準用されております。従ひまして、それに対して被害を与える場合には、当然物権的な損害補償の請求権があるわけでございます。そういう考え方では、この補償の問題ないしは埋め立て等、同意の問題、こういう問題について私どもはできる限り注意して参つておるやうな次第でございます。それから、琵琶湖についても、おそろしくやうな漁業権の性格から見ても、また琵琶湖を中心として生活をしておる漁業者一般の生活の問題としても、当然ただいま漁民が心配しておるやうな問題に對しましては、何らかの措置が講ぜられるべきものというふうに私も信じております。またその線に沿つて県御当局の相談に応じておるやうな次第でございます。

な。お亀田委員の御質問に對しましては、調整課長からお答え申し上げます。

○説明員(木戸四夫君) 公益その他他産業との関係で問題になつておる個所は、岩手県の大船渡港の港湾整備事業と関連して問題になつておるやうでございます。それから富山県の富山新港建設計画というものが相当具体化しておるやうでございます。これがあるいは問題になるかもしれぬということを承つております。それから石川県におきましては、電源開発株式会社がダムを作りまして、それとの関係で、これは内水面の問題でございまして、問

を輪番行使して免許しておりますので、切れますと当然二カ年延びるといふことになりますと、その時点で定置漁業権を持つておるものがさらに二カ年延びる、こういうことになつてはなはだ工合が悪いというのを聞いております。まあ、以上の通りでございます。

○亀田得治君 これは漁業権内部で起きているやつですが、先ほど次長のお話になつた他産業との関係、あるいは遠洋の他漁業との関係で落ちておるやつがあるのですね、それも具体的に一つ……

○千田正君 関連して、今の御答弁の中に、琵琶湖干拓の問題と、琵琶湖における漁業権の問題が長い間紛争しておつたのですが、それは解決つておりますか、それもあわせてお答え願ひます。

○政府委員(高橋泰彦君) 亀田先生のお答えに對しては、漁業調整課長から御説明申し上げますが、まず琵琶湖の問題でございまして、琵琶湖につきましては、ただいま千田先生の御指摘のやうな問題があることを聞いております。従ひまして、あそこの漁業権の価値がどうなるかということについて、漁民はもちろん心配しておるわけでございます。それにつきまして、県当局もそれぞれ調査を進めておるやうに聞いております。

で、まあ一般論でございしますが、この漁業権の問題は、単に漁業内部における権利侵害等の問題だけではなくて、実は他産業から受ける、たとへば、埋め立ての問題、それから過日米の問題になつております。水質汚濁の問題、それからたまたまのうちに電源開発その他に伴います水の問題から出る、発する漁業権との関係の問題、これ等々がございまして、従ひましてこの問題につきましては、漁業権内部の問題ではございませぬが、いずれにいたしましても、漁業権は漁業法によって物権とみなし、土地に関する規定を準用されております。従ひまして、それに対して被害を与える場合には、当然物権的な損害補償の請求権があるわけでございます。そういう考え方では、この補償の問題ないしは埋め立て等、同意の問題、こういう問題について私どもはできる限り注意して参つておるやうな次第でございます。それから、琵琶湖についても、おそろしくやうな漁業権の性格から見ても、また琵琶湖を中心として生活をしておる漁業者一般の生活の問題としても、当然ただいま漁民が心配しておるやうな問題に對しましては、何らかの措置が講ぜられるべきものというふうに私も信じております。またその線に沿つて県御当局の相談に応じておるやうな次第でございます。

な。お亀田委員の御質問に對しましては、調整課長からお答え申し上げます。

○説明員(木戸四夫君) 公益その他他産業との関係で問題になつておる個所は、岩手県の大船渡港の港湾整備事業と関連して問題になつておるやうでございます。それから富山県の富山新港建設計画というものが相当具体化しておるやうでございます。これがあるいは問題になるかもしれぬということを承つております。それから石川県におきましては、電源開発株式会社がダムを作りまして、それとの関係で、これは内水面の問題でございまして、問

ぬような感じを受けたものですから、お聞きするわけですが……。

○政府委員(高橋泰彦君) この三重県の問題を御説明申し上げますと、実はあすこの石油工業による悪いにおいが魚につくというのですが、これは必ずしも漁業権漁業だけではないです。あすこの地帯で漁業権漁業に属してありますのは、アサリ、ノリ等の区画漁業権及び共同漁業権が主体だろうと思います。過日米御指摘を受けましたように、それだけの問題ではなくて、むしろ魚に対して、これは現実には知事の許可漁業ないしは許可を要しない漁業ということの漁業でやっておる場合が多いわけでございますが、そのような漁業権漁業でない漁業に対する被害のケースでございます。たゞいまの調整課長の説明からは落としたわけでございますが、しかし他産業と漁業との関連の問題の場合には、単純に漁業権漁業なるがゆえに補償の対象になり、知事の許可漁業に属しておる漁業なるがゆえに補償の対象にならないというふうに私ども割り切る事ができないというふうに考えております。やはり漁業権漁業につきましては、当然物権と見なされ、土地に関する規定が準用されておりますので、これはもう当然その面からも補償の要求ができるわけでございます。ところが、許可漁業につきましても、とにかく長い間の慣行的な営業権その他の問題もございまして、やはり漁業権と同じようにそのような問題は解決されるべきだというふうに私どもは考えて、そのように指導しておるような次第でございます。

○龜田得治君 ちよつと一時中止して

おきます。

○委員長(藤野繁雄君) この際申し上げます。日ソ漁業交渉の様子につきましては去る四月十四日の懇談会によつて、西村水産庁長官から報告をお聞き取り願つたのでありますが、たゞいま農林大臣の出席を得ましたので、農林大臣から日ソ漁業交渉のその後の模様について御報告を願いたいと存じます。

ちよつと速記をとめて。

午後二時十八分速記中止

午後三時一分速記開始

○委員長(藤野繁雄君) 速記をつけ。漁業権の特例法案については、本日はこの程度にいたします。これをもつて散会いたします。

午後三時二分散会